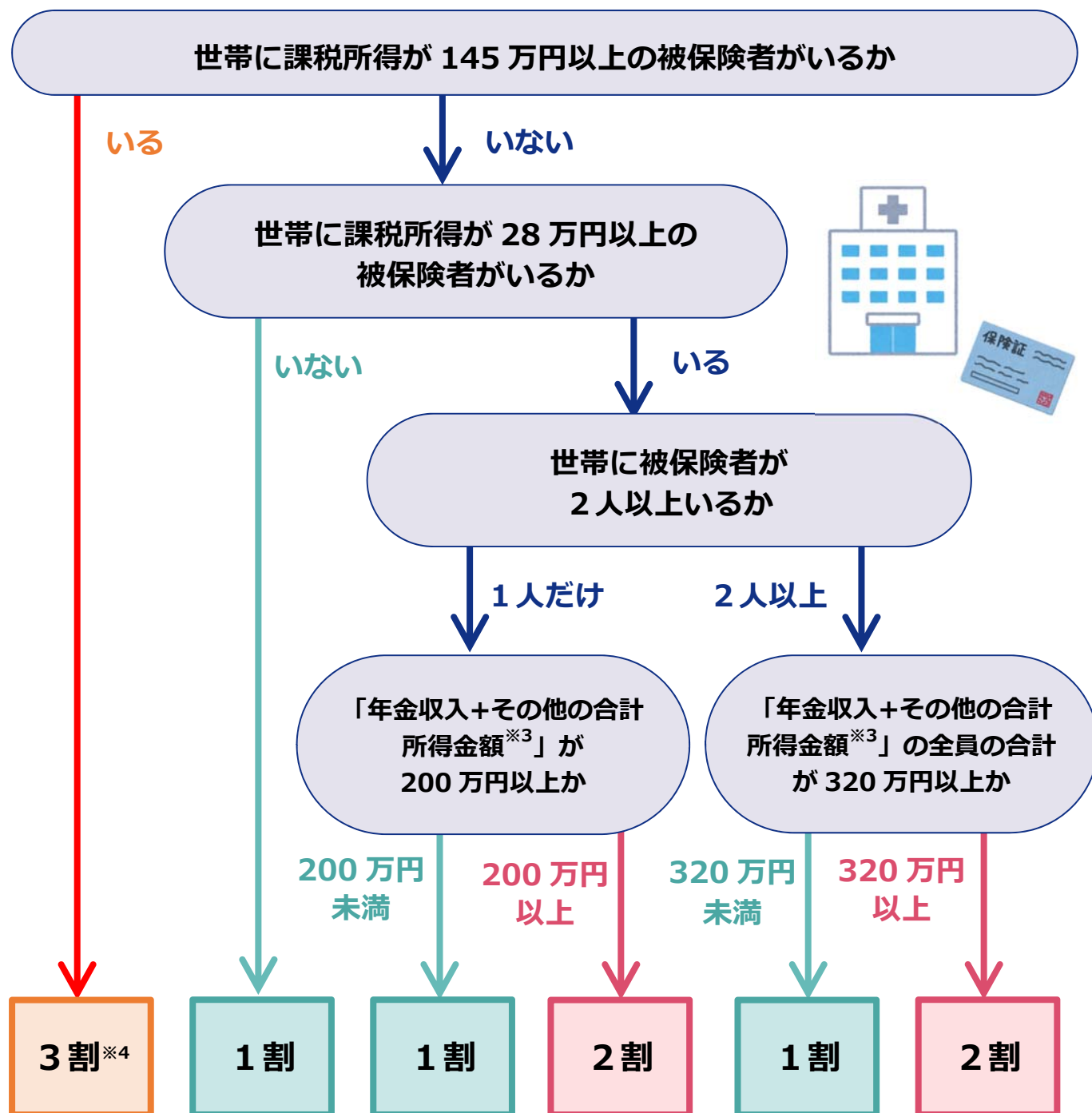


自己負担割合については主に以下の流れで判定します

自己負担割合については、被保険者の課税所得^{※1}や年金収入^{※2}をもとに、世帯単位で判定します



※1 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準額」（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額）です。

※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※3 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

※4 3割負担に該当となったかたでも、収入が一定の基準未満の場合は1割または2割負担となります。